

第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。)が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額)を控除する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額、適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

の条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散(合併による解散を除く。)をし、その清算が結了したこと。

二 前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 確定申告書(第七項において準用する前条第五項において準用する所得税法第一百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「次

条第四項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第五項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書）」とあるのは「次条第四項の規定の適用がある場合における」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三第四項」と、「同条第六項中「第一項の」とあるのは「次条第四項の」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三第五項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

7 前条第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の」とあるのは「次条第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除」とあるのは「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三第四項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「同法第三十七条の十三第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）」、「その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三第四項）と、「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「〔を除く〕」と読み替えるものとする。

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場

第三十七条の十三の二 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)
第三十七条の十三の二 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者
又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、当該特定中小会社の設立の日

等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二一条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第十項及び第十二項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

9 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三第八項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）」とする。

10 第八項の規定は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用することができる。

12 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡したことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと。

二 前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 確定申告書（第七項において準用する第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百一十三条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の

特別の関係がある者に対する譲渡その他の政令で定めるものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6

第三十七条の十二の二第三項、第四項及び第六項の規定は、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは、「第三十七条の十三の二第四項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第五項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書(同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)」と、「第一項の確定申告書」とあるのは「同条第四項の確定申告書」と、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合における」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の二第五項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

7

第三十七条の十二の二第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第三十七条の二第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三の二第四項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「同法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「(租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項)とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項)と

、「「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「「を除く」と読み替えるものとする。

8 | 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項及び第五項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

2 | 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3 | 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書

その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4

税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5
払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に、上場株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等のうち証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものをいうものとし、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この項において「源泉徴収選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び源泉徴収選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十四号）附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得（購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をしたものとして政令で定めるもの（その取得の時ににおいて上場株式等に該当していたものに限る。以下この条において「特定上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）のうち次に掲げる特定上場株式等の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでその取得対価の額（購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい

(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に、上場株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等のうち証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものをいうものとし、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされている同項に規定する特定口座（以下この項において「選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十四号）附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得（購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をしたものとして政令で定めるもの（その取得の時ににおいて上場株式等に該当していたものに限る。以下この条において「特定上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）のうち次に掲げる特定上場株式等の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでその取得対価の額（購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい

、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。) の合計額が千万円(その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書が提出される場合には、政令で定めるところにより、千万円からこの項の規定の適用を受けるものとして当該特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。) に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。) については、所得税を課さない。

一四 省略

254 省略

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債(第三十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権付社債を除く。)並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 同上

一 公社債(第三十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権付社債を除く。)並びに私募証券投資信託(同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。)以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。同号において同じ。)、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得

一四 同上

254 同上

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 同上

一 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託(以下この号及び次項第二号において「公社債投資信託等」という。)の終了又は公社債投資信託等の一部の解約によりその公社債投資信託等の受益証券(特定目的信託の受益証券については、第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益証券に限る。以下この号及び次項第二号において同じ。)を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額(所得税法第一条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。)のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人(そ

ついてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額が千万円(その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。)に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の五の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額（同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十二条の十六

2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 省略

二 前項第二号に規定する事由により同号の公社債投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいかが低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

2 同上

一 同上

二 前項第二号に規定する事由により同号の公募証券投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその公募証券投資信託等について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいかが低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 特定の投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

四 第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の五の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額（同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十二条の十六

の規約に同条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもののうちその有する資産を主として有価証券に対する投資として運用することとするものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「特定の投資法人」という。）の投資口の譲渡による所得

第四項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書による申告書（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された資産（当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。）を譲渡した場合における譲渡所得に係る同法第三十三条第三項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち政令で定める金額を加算した金額とする。

2・3 省 略

（国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 省 略

2・4 省 略

5| 前項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手続その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 省 略

（居住者に係る特定外國子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の四 省 略

2| 省 略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外國子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事

は、当該金額を加算した金額とする。）があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された資産（当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。）を譲渡した場合における譲渡所得に係る同法第三十三条第三項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち政令で定める金額を加算した金額とする。

2・3 同 上

（国等に対する財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 同 上

2・4 同 上

5| 同 上

（居住者に係る特定外國子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の四 同 上

2| 同 上

3| 同 上

業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の九十一第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つて居る場合として政令で定める場合

二 省 略

4・5 省 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下この項から第八項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの（以下この項から第八項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるもの及び贈与によるものを除く。以下この項において同じ。）又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等（以下この項及び第三項において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成九年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これ用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項、第三項及び第五項において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該「居住年」という。）以後六年間（同日（以下この項から第三項までにおいて「居住日」という。）以後六年間（同日（以下第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下第七項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの（以下第七項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項において同じ。）又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等（以下この項及び第三項において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成九年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項、第三項及び第五項において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該「居住年」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 居住者が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下第七項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの（以下第七項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項において同じ。）又はその者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等（以下この項及び第三項において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成九年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項、第三項及び第五項において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該「居住年」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という

おいて「平成十三年前期」という。) 内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年後期」という。) 内の日である場合には十年間とする。) の各年(当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項及び第三項において同じ。) まで引き続きその居住の用に供している年に限る。次項及び第三項において「適用年」という。) のうち、その者のその年分の所得税に係る所得金額(次条において「合計所得金額」という。) が三千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

一四省略

257省略

8第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条

第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)をその者の居住の用に供しなくなつたことにより同項の規定の適用を受けられなくなつた後、当該家屋を再びその者の居住の用に供した場合における同項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後六年間(同項に規定する六年間をいう。)の各年のうち、その者が当該家屋を再び居住の用に供した日の属する年(その年ににおいて、当該家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年)以後の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。)は、同項に規定する適用年とみなす。

9前項の規定は、同項の居住者が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(次条第五項の規定により同項の証明書(これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。)の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るものに添付があるものに限る。)を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令

。) 内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年後期」という。) 内の日である場合には十年間とする。) の各年(当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項及び第三項において同じ。) まで引き続きその居住の用に供している年に限る。次項及び第三項において「適用年」という。) のうち、その者のその年分の所得税に係る所得金額(次条において「合計所得金額」という。) が三千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

一四同上

257同上

で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用する。

15|14|13|12|11|省略

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）

第四十一条の五 省略

2|5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

1|3|2 省略

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 省略

7|9 省略

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二 省略

2 内国法人又は外国法人は、昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十八（特定割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。

3|5 省略

6 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき、その発行者が所得税法

第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者に対し、償還差益の支払（公益信託又は加入

12|11|10|9|8|同 同 同 同 同 上

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）

第四十一条の五 同 上

2|5 同 上

6 同 上

1|3|2 同 上

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「これらの法律」とあるのは、「所得税法若しくは法人税法又は租税特別措置法」とする。

五 同 上

7|9 同 上

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二 同 上

2 内国法人又は外国法人は、国内において昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十八（特定割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。

3|5 同 上

6 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき、その発行者が所得税法

第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払（公益信託の受託者にあつては、当該信託財

者保護信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

7・8 省略

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの(これらに類するものとして政令で定めるものを含む。)のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの(以下この項において「短期公社債」という。)が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等(社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録(以下この条において「振替記載等」という。)のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債(特定の者によって所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。)は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

1-3 省略

四 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第二十八号)第六条第一項又は
第一項ただし書の規定により発行される国債

12	10	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	八	七	六	五	四	一-3 同上	7・8 同上
·	11	省	省	省	省	省	省	省	略	略	省	省	省	省略	9 同上
平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等(社債等の振替に関する法律第															
12	10	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	八	七	六	五	四	一-3 同上	7・8 同上
·	11	省	省	省	省	省	省	省	略	略	省	省	省	省略	9 同上
平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等(社債等の振替に関する法律第															

産について受ける支払に限る。)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外國再間接口座管理機関（以下この条において「外國再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において当該特定振替機関等の當業所等（第五条の二第一項に規定する當業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある當業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（第九項第一号から第八号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等の条において同じ。）その他の財務省令で定める項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の當業所等の長に對し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を經由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の當業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この

一条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国の条において同じ。」に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（第九項第一号から第六号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下の条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に對し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この

の項において同じ。)をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類(以下この項から第十六項までにおいて「確認書類」という。)を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
17 省略

18 第五条の二第九項又は第六十七条の十七第八項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十六項の規定による告知書の提出の特例その他第十一項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

19
25 省略

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引(以下この条及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済(以下この条及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」といいう。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定について、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

の項において同じ。)をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類(以下この項から第十六項までにおいて「確認書類」という。)を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
17 同上

18 第五条の二第九項又は第六十八条の二第六項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十六項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

19
25 同上

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「適用期間」という。)内に、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号亦に掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引による事業所得及び雑所得に係る所得税を課す。以下この項において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」といいう。)に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に

係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 一 平成十三年四月一日以後に行う商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号、第三項及び第四項において「商品先物取引」という。）当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）
- 二 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。
- 二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。
- 三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- 四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十

2 同 上

- 一 所得税法第一条第一項第三十号から第二十四条号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。
- 二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。
- 三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- 四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十

四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 省 略

3 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等又は証券業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等又は証券業者等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該商品取引員等又は証券業者等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 委託により商品先物取引をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

二 委託により有価証券先物取引等をした場合 当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）の営業所の長（有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行の営業所の長）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 同 上

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

一 その商品先物取引の委託をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等又は証券業者等は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引又は有価証券先物取引等について差金等決済があつた場合には、当該商品先物取引又は有価証券先物取引等について、それぞれ当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び約定指數（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指數をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「先物取引に関する調書」という。）を、

その商品先物取引又は有価証券先物取引等の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等又は証券業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等又は証券業者等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープ等の他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、先物取引に関する調書とみなす。

6 省略

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8・9 省略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五 確定申告書（第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第二百六十六条规定において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかか

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第二百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）その他、財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープ等の他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 同上

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8・9 同上

わらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年分の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（）とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定がある場合には、その適用後の金額。」）とする。

5 所得税法第一百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二十条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について適用する。この場合において、同法第二百二十三条第一項中「第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第二百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするとときは